

4 長崎県佐々町における道路工事による土壤汚染被害等調停申請事件

(平成23年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月9日、長崎県佐々町の住民1名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。西九州道路の建設において、6価クロムを含む膨大な量の土壤改良剤が使用されたり、その残骸である産業廃棄物が不法投棄されていることについて、国や県は事実を無視してきたため、インターチェンジ付近の広大な農地に被害が生じる可能性があることから、関係物質の撤去及び町民に対する謝罪を行うこと等を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、平成23年3月22日、本事件は公害紛争処理法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、公害紛争処理法第25条の規定により、本事件を長崎県知事に移送することを決定した。